

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(国民健康保険料の減免)

1 提案の理由

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免に関し対象となる保険料の納期限を改めるため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条

3 条例の概要

- (1) 市長は、平成23年3月11日において警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域等に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和5年度分の保険料を減免することができることとした。
- (2) 市長は、新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯の納付義務者に対し、令和4年度分の保険料について令和5年4月1日以後に納期限が到来するものも減免することができることとした。
- (3) この条例は公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

4 対象減免世帯数（令和5年3月時点）

東日本減免世帯	令和4年度対象世帯…4世帯
コロナ減免世帯	令和元年度分：596世帯 令和2年度分：709世帯
	令和3年度分：189世帯 令和4年度分：63世帯